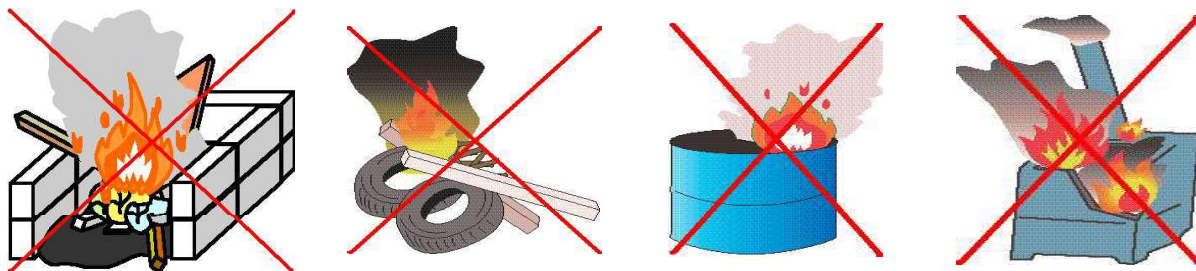


野外焼却は法律で禁止されています！

野外焼却は、煙・悪臭による近所迷惑、ダイオキシン類や有害物質の発生原因になりますので、絶対にやめましょう。



◎野外焼却の禁止について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、廃棄物の野外焼却は、一部の例外を除いて禁止されており、法律で罰せられます。また、一定の構造基準を満たしていない焼却炉についても使用が禁止され、地面に穴を掘っての焼却、ドラム缶焼却、ブロック積み焼却、無施設焼却などは、野外焼却と同じです。付近の住民の方への迷惑、有害物質の発生の原因にもなりますのでやめましょう。

◎罰則について

法律に違反した場合は、5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金またはその併科に処せられます。

◎野外焼却禁止の例外とは？（※消防署への届出が必要になる場合があります。）

1. 農業・林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

（例）農業者が行う稲わらや、田畑の畦草の野外焼却

2. 風俗習慣上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

（例）どんど焼き等の行事における門松やしめ縄などの野外焼却

3. 焚き火その他日常生活の焼却であって軽微なもの

（例）焚き火、キャンプファイヤー、風呂焚き、薪ストーブ など

これらは、野外焼却禁止の例外とされていますが、焼却によって大量の煙や臭いが発生し、近隣の生活環境に支障をきたしてしまうこともありますので最小限にとどめましょう。

なお、住宅密集地では「近所で草木を燃やして煙たい」、「洗濯物に臭いがつく」、「体調の悪い人がいるので困る」といった苦情の原因になりますので、畑や庭から出た草木はなるべく堆肥にしたり（生ごみ処理容器購入費補助制度があります）、乾燥させてから可燃ごみとして出すなど、ご近所の迷惑にならないようお願いします。 また、ご不明な点は下記の問い合わせ先までご連絡ください。

※生ごみ処理容器購入費補助制度については伊賀市ホームページをご覧ください。
問合せ先： さくらリサイクルセンター TEL：20-9272

【問合せ先】 伊賀市環境センター（伊賀市治田3547-11） TEL:20-9105